

一般財団法人観光まちづくり佐伯職員給与の激変緩和に関する特例規程

(目的)

第1条 定款第47条第5項に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）の職員給与の激変緩和に対する措置を次のとおり定める。

(対象)

第2条 対象とする給与は、職員給与規程第2条のうちの給料とする。

2 対象とする職員は、令和6年3月31日時点で株式会社まちづくり佐伯又は一般社団法人佐伯市観光協会（以下「両法人」という。）に所属する者とする。

3 令和5年2月から令和6年1月までに両法人から支給を受けた月額給料の平均と同年4月1日に決定した月額給料と比較したときの増減額が2万円を超える場合は、措置の対象とする。

(増加する場合の措置)

第3条 前条第3項において、増額となる場合の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 令和6年度中 2万円を超える部分の金額を減ずる。
- (2) 令和7年度中 前号で減じた額の8割の額を減ずる。
- (3) 令和8年度中 第1号で減じた額の6割の額を減ずる。
- (4) 令和9年度中 第1号で減じた額の4割の額を減ずる。
- (5) 令和10年度中 第1号で減じた額の2割の額を減ずる。

(減少する場合の措置)

第4条 第2条第3項において、減額となる場合の取扱いは、以下の各項のとおりとする。

2 減少する場合の措置は、調整手当の支給を予算の範囲内で行うこととし、理事会の承認を得て理事長が決定するものとする。

3 調整手当の上限額は、次のとおりとする。

- (1) 令和6年度中 減少額から2万円を除いた額。
- (2) 令和7年度中 前号の額の8割の額。
- (3) 令和8年度中 第1号の額の6割の額。
- (4) 令和9年度中 第1号の額の4割の額。
- (5) 令和10年度中 第1号の額の2割の額。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この特例規程は、令和6年2月19日から施行する。
- 2 この特例規程は、令和11年3月31日をもって廃止する。